

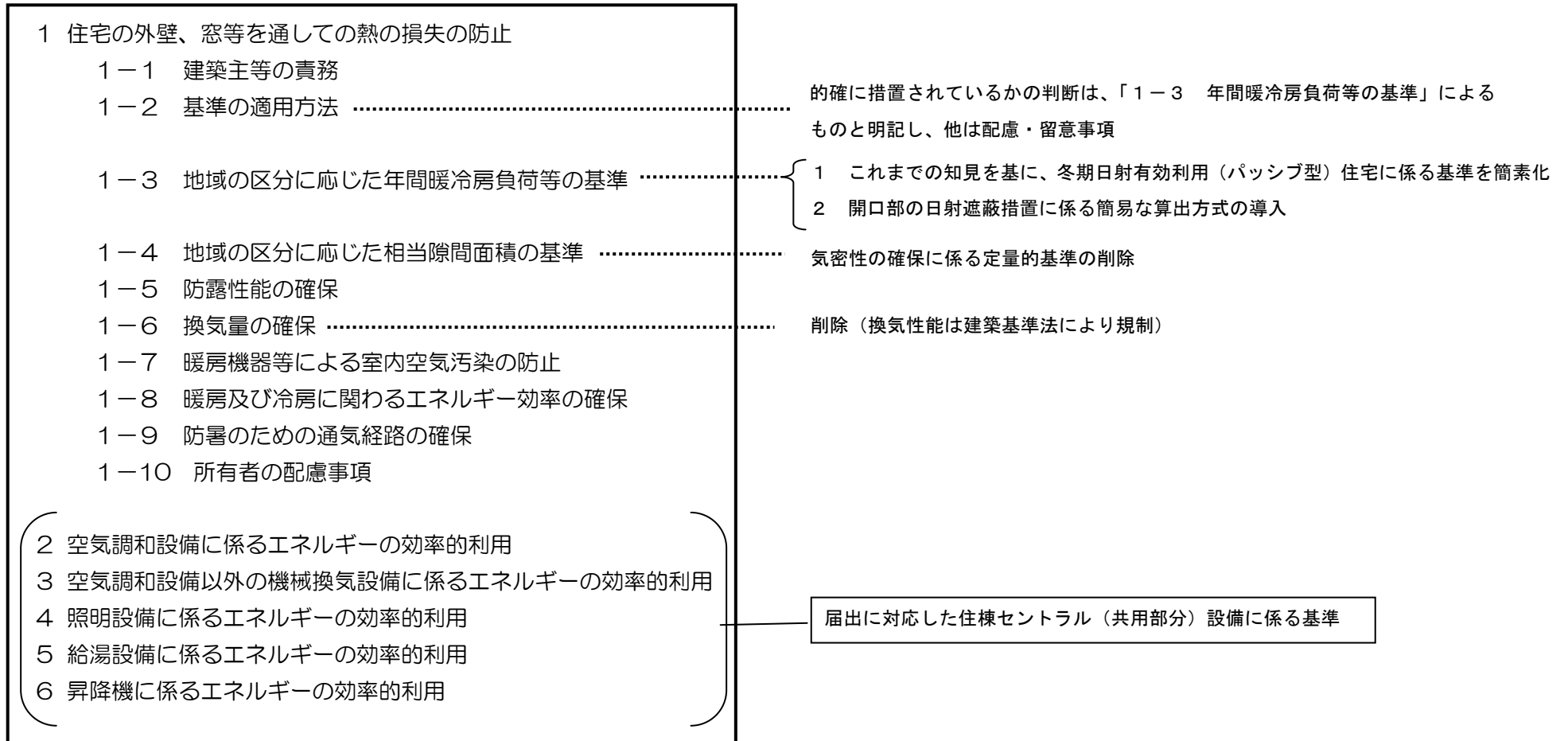
1 省エネルギー判断基準の明確化・簡素化に係る方向性について(案)

- ・床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の住宅に係る省エネ措置の届出にあたり、建築主側（設計事務所・ゼネコン等）が多大な負担を感じている現状
- ・今後、床面積 2,000 m<sup>2</sup>を引き下げた場合、さらに広範な事業者への負担を強いることとなるため、届出が円滑に実施されるための措置が必要

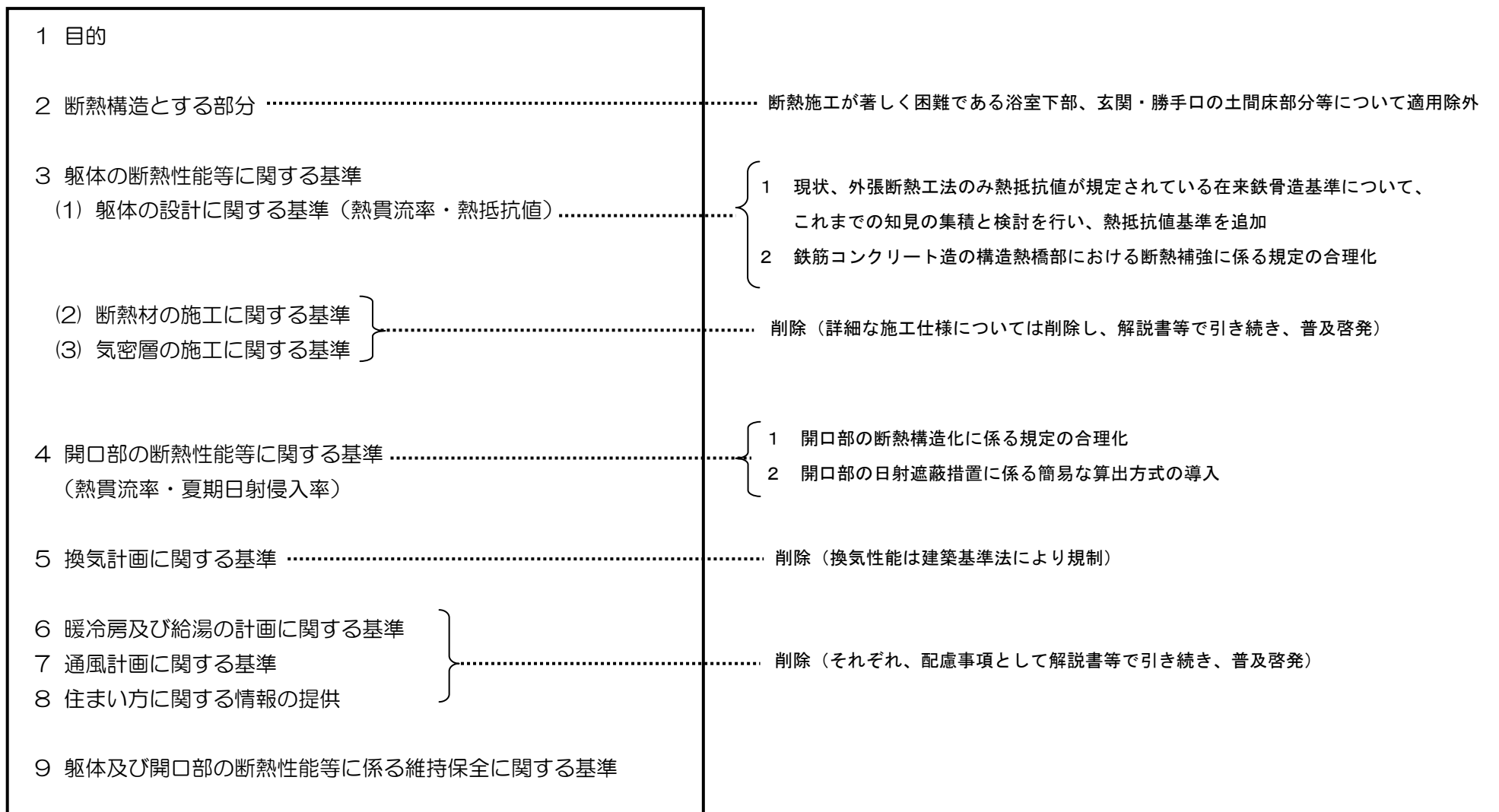
省エネ判断基準は住宅・建築物等の設計者や施工者等が的確に対応できるように、その内容の明確化・簡素化に努める。  
 （社会資本整備審議会建築分科会住宅・建築物省エネルギー部会とりまとめより）

**基本的な考え方： これまでに得られた技術的知見等を踏まえ、要求性能を変えず、規定事項の明確化・簡素化を実施**

I 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（H18 経済産業省・国土交通省告示第3号）



II 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（H18 国土交通省告示第378号）



※上記方針に従い、住宅性能表示基準：省エネルギー対策等級技術基準についても、所要の見直しを検討